

C 市町村における古文書とその周辺資料の保存・公開

講師：鎌田和栄（河内長野市史編修室）

司会：福持昌之（愛荘町愛知川観光協会
会る一ふる愛知川）

記録：大塚活美（京都府立総合資料館）

ここでは、いわゆる「古文書」（資料保存の現場で言うところの古文書）資料と、それに付随する資料の保存・公開につき、特に市町村など予算や条件等が限られている自治体として、どう考えればよいのかということを、河内長野市の例をあげてお話する。

「古文書」は、元々所在や所有がバラバラ（同じではない）で、現在も個人所有であったり個人情報に関するものが多いという特徴を持つ。自治体等で保存・公開を考える場合、どのような理由により「私」のものに「公」の税金を使うのかということは、常に心してあたるべきである。

私は、公文書館法制定や全史料協近畿部会設立準備が始まったのと同じ頃に、大阪府内の市町村史編纂室で勤務を始め、「古文書」にかかわり出した。当時は、公文書館法が制定されたことで、同法中の「公文書等」という文言の「等」が（「古文書」保存については）大切なのだ、と諸先輩から教えを受け、何のこともよくわからないまま「等」が「古文書」を守るんだ～と思っていた。しかしその後、和歌山県立文書館に勤務するようになり、先の「公文書館法」の理解は「？」となった。「公文書」を保存・公開するための施設である「公文書館」なのに、「古文書」に重きを置きすぎること、肝心の県庁公文書の収集・保存施設としての役割が十分ではない。内外にも「公文書」保存・公開施設として認知されていない現実。これらの事実

直面し、県立文書館に勤務していた11年間は、「等」って本当は違うのでは？」から始まり、「公文書館法」「公文書館」の理解について「古文書担当」という立場からでさえ、色々考えた時期であった。そして平成17年の3月末に県立文書館を退職し、再度大阪府の市町村の「古文書」担当の立場となった。現在は、県の「公文書館施設」での経験を生かし、15年前とは違った目で「古文書」を見ている。県と比べると全ての規模が違う、何もかも十分ではない市町村（しかしこれが普通の市町村の姿である）での、これからの保存・公開・利用に向けてである。

1 古文書保存・取扱いの現状

県立文書館での「古文書」部門の仕事は、従来県史編纂室が収集していたものや、寄贈・寄託を受けた「古文書」の公開に向けた整理作業が主なものであった。県という立場から、寄贈・寄託依頼は受けるが、依頼を受けたもの以外は、（市町村を差し置いての）調査・収集対象とはしなかった。その代わり、地域資料保存事業として、県内各自治体を対象とした所在・現状調査を計画的に数年かけておこなっていた。これは各地域の古文書の実態をつかむとともに、各自治体と（県との）つながりを作り、その担当者、そして所蔵者、各住民の保存意識を向上させるというねらいがあった。和歌山県の場合、ほとんどの市町村は資料保存環境は恵まれておらず、県との意識の差も大きかった。県主導のこのような事業を通して、県が市町村を引っ張っていかなければならない状況であった。

これに対し大阪府の場合は、和歌山県に比べると市町村に力があり、古くから各市町村史編纂室が独自の路線を歩みながら、地域の「古文書」の保存もおこなってきた。特に大阪府の北部地域は大学も多く（大学が多いということは、実戦力も多い）、予算も豊富で、体制も充実しており、各自治体の意識も高いと言われていた。

現在、大阪府内では多くの市町村史編纂が

終了もしくは終了をひかえており、次なる「古文書」をはじめとした資料の保存・公開を考える時期をむかえている。例をあげれば、高槻市では「しろあと歴史館」、吹田市は市立博物館、枚方市と寝屋川市は市立図書館が、市史編纂室にかわり「古文書」資料の保存・公開を引き継いでいる。このようにあげると、従来から言われているように大阪府北部は質の良い体制が続いているように見えるが、実際は指定管理者制度の導入や、人員・予算削減等に直面している自治体も少なくなく、事業に期限のある（だから予算も付いた）編纂室時代と同じようにはいかないようである。

しかし、それでもやはり南部地域から見れば、北部は恵まれている。特に、この10年ほどの間に、多くの市町村史が終了している南河内地区では、大変な状況も見られる。この「大変な状況」の背景には、南河内で「歴史」と言えば「考古学」であり、「歴史資料」と言えば「考古資料」とあるという認識が、自治体にも住民にも一般的にあること、そして「歴史」「文化財」担当の正職員は、考古学の技師がほとんどであるという事情もある。その上に近年の税収の落ち込みで、財政状況が最悪ということも影を落としている。H市では市史収集資料を引き継いでいた歴史資料室が廃止となり、文化財（考古）課の担当のもと、市史資料（古文書原本や複製など）は専用施設で公開されることもなく、新たな調査計画もなく、死蔵に近い形で「保存」されるのみである。F市は更にひどく、市史編纂終了後、収集資料（同上）は編纂室のあった市立図書館にそのまま「保管」（こちらも「死蔵」）されている。その担当者が誰かということも、編纂終了10年近くを経た今も、図書館と文化財担当（考古）の間でもめている。図書館は市史資料を館内に置いてはいるが、それは市史のあった時と同じ状態にしている（すなわち置いている）だけで、実際は誰も何もわからないので担当しているわけではないと主張する。文化財担当は、市史編纂終了後図書館に移管となったものであり、図書館

が担当するのは当たり前だ（たとえ文化財担当に振られても、誰も何もわからないしできない。迷惑なのでそっちで何とかしろ）と主張してゆずらない。

私は、和歌山県にいた時には（それ以前から）、「古文書」の担当や受け入れ先については、類縁機関間で「競合」が主な問題と考えて来たのだが、ここではなんと「責任放棄」が起きているのである。これまで何十年と多くの税金を使って来た事に対し「責任放棄」とは、これが「公」の取るべき姿として許されるのであろうか。しかし、期限が切られている事業（ここでは市史編纂）は、やがて終了するものである。先を見据えて臨まなければ、事業終了後、このような事態はどこでも起こる可能性がある。

2 河内長野市の場合

一現状一

河内長野市は大阪府の南部、南河内地区に属し、境を和歌山県と奈良県に接している。比較的資料全般に対する意識は高いが、財政状況は良くないので、スタッフは少なく（勿論考古中心）、そのため皆が大変忙しいという、全国的に見ればよくある自治体である。昭和42年から始まった市史編纂は平成18年に終了し、別に『図説市史』1冊（内部で執筆予定）を出して閉室する予定である。

私の着任時、まず驚いたのが、保存環境であった。市史室と収蔵庫があるのは別館車両部の2階で、1階やまわりには、ガス車・ガソリン車が置いてあり、ガスの充填も行っている。そこはまた、本庁舎を追い出された喫煙者の喫煙場所になっており、一日中煙が上がっている。夏暑く冬寒い建物の外（喫煙場所と反対側）は交通量の多い道で、トラックが走ると部屋が揺れることもある。また、部屋のあるフロアには、角にある収蔵庫と階段をはさんで浴室があり、毎日利用されている。このような環境は着任後4年を経ても改善はない。ここは「保存」には適さない、危険な場所である。

「古文書」や資料について言えば、古い歴史を持つ市史室だけあり、複製資料が多く保存される。複製の形態も様々で、35mmネガ、ポジ、マイクロフィルム、印画紙への焼き付け写真、紙焼き写真、コピー（原本からの）、筆写、CD-ROM、CD-ROMのデュープなど。これに原本もある。これらが全て同一場所に存在した。ありがちなことだが、火事でも起これば全てが失われてしまう。災害時の被害を考え、とりあえずCD-ROMのデュープは、別の場所にある郷土資料館へ預けたが、同じ内容の資料が、依然として様々な形態で収蔵庫内に共存している。

一般への公開・利用については、「市史編集室」であるため、基本的には公開施設ではない。しかし希望があった場合は、原本が市の所蔵となっているものは基本的には公開する。所蔵者がある場合（寄託や市史編纂のために写真で収集した資料など）は、その都度許可を得て公開している。ただし、公開のための施設ではないので、広報しているわけではないし、ほとんどの市民はここに「古文書」資料があることを知らない。

－今後の問題－

① 図書館での一般市民への公開に向けて

市史編纂終了により、市史室は閉鎖となる。40年もの長い間に収集・作製した資料は膨大で、そのために今まで使ってきた費用（税金）も莫大である。それを市史終了で倉庫等に放置して終わりでは、市民に示しがつかない。ましてや、正職員に文献を専門とする者がいない現実を考え合わせると、今、将来にわたりどのようにしていくのかということをしつかり決めておかなければ、最悪の事態も予想される。これまでは市史編纂という事業の一環として「古文書」資料の収集・管理を位置付けて来たが、事業終了後は、将来的にも続く市の事業として、また市史編纂では欠落していた「平等な公開」という面も実現すべく、新たな体制が必要である。

そこで、現在の当市で「古文書」資料を扱える施設候補として、文化財保護法と設置条

例により扱いが可能な「郷土資料館」、図書館法と設置条例による「市立図書館」を考えた。その上で、平等な公開・閲覧、保存環境、正職員の有無、利用の便と利用者数、将来的な事業継続の可能性等を考慮して、市立図書館での保存・公開を目指すこととなった。現在、図書館との折衝が始まったところだが、公開方法や公開場所、資料各々の公開・非公開の決定、市の情報公開条例や個人情報保護との関係、そして図書館での公開のために所蔵者との再契約が必要なこと（現在は市史編纂のための撮影・利用契約である）など、公開に向けて今後解決していかなければならない問題は山積する。折衝をはじめた当初、図書館側から言われた事に、図書館は（内部の者が）研究する施設ではないので、取扱い者も研究できないが良いのか。また、埋蔵文化財の発掘等に際し古文書の記載も調べたりするのではないか、そのためにも文化財課に古文書が無いと（「研究」するのに）困るのではないか、との質問を受けた。

これに対し、市史編纂時には編纂のための「研究」であったが、編纂終了後は文化財課独自の「研究」をおこなうわけではない。事業に必要な時に必要な資料を調べるということはおこなうが、常に古文書資料の「研究」をするわけではないし、特定の先生だけが、その「研究」のために利用するということもない。もし必要であれば文化財課職員や資料館学芸員などが図書館に閲覧に行き、一利用者として利用させていただく旨を説明した。このような「一部の職員や先生のためだけの研究資料」という考え方は、現在の行政では通用しないものであり、早々に脱皮しなくてはならない。また、新出資料の調査や専門的なレファレンス対応については、文化財課が引き受けておこなうことも確認している。ともあれ、文化財課と図書館の協力体制は、これから数年かけて構築される。そして責任が放棄されることのない、継続的な事業としての保存・公開体制を作るつもりである。

② 千早赤阪村との合併

現在当市では、千早赤阪村との合併に向けた協議がすすめられている。市史編修室の閉鎖が遅れると、合併後に旧千早赤阪村部分の「市史」編纂が始まる可能性もある。編纂が始まるのはかまわないが、その場合、今せっかく一般市民への古文書資料の公開や良い環境での資料保存に向けて準備しているのに、編修室の存続と引き替えに中止になってしまうのではないかと危惧している。本来「保存」「公開」と「利用（＝ここでは編纂のための研究）」は別なので、編纂の継続と図書館での公開・保存は別のことなのだが、それが別であることや一般への公開の意義と必要性をしっかりと説明できていなければ、編纂継続＝現状維持になりかねない。そうってしまったては、次に一般への公開のチャンスがいつ巡ってくるかもわからない。悪くすれば将来の担当職員の考え方ひとつで、古文書等「資料」の「死蔵」および「責任放棄」が起きる可能性も考えられる。市史室継続の場合、一見今と何も変わらないのだから良いのではないかと考えがちだが、将来担当者が変わっても、絶対に変わらない、事業が終わることなく継続できる体制こそが、最良なのである。事業が必ず終了する市史編纂では、最終的な事業の継続は望めない。面倒なことを考えず、将来はまた誰かが何とかしてくれるというような現状維持的な考えではなく、将来を見越した変わらない体制作りが、これからの古文書等資料保存には必要であろう。

③ 新歴史資料館構想

我々が、図書館への移管準備を始めた今年、3年後をめどに、市の郷土資料館と考古館を合併して新歴史資料館を設置する計画が持ち上がった。これに対し、図書館側から「古文書」もそちらで保存・公開すべきではないかという意見が出た。私もその構想如何では、市域の全（各種）資料の総合的な管理・公開施設となるのなら、それが理想だと考えた。しかし、蓋を開けてみれば、今の郷土資料館を廃止し、考古館に吸収合併するだけの話であった。当市は財政状況が芳しくなく、よく

似た複数施設に別々の学芸員を置き、別々の展示や事業を行っているよりも、考古館内に郷土資料館を入れることで施設費用や展示予算、人件費の削減をはかる意図のようである。いまでも狭い考古館に郷土資料館を入れるとなれば、今あるものだけでも全ては入りきらない。収蔵庫も考古遺物の収蔵施設という環境で、正職員もいない。そこに更に市史室の「古文書」やその複製を入れることは到底できないだろう。また、この施設は「古文書」をはじめとする「資料」全ての一般への公開施設ではない。小さな「展示」が公開手段であり、考古学に関する各種の実習を一般の方に体験していただく施設である。しかし、これまでもそこに何があり、何を扱い、どのような住民サービスをする施設なのかわかりにくかった。これは隣接の（市史室を含む）諸施設も同じである。様々な「資料」の内、何を扱い、何をおこなう施設がどこであるのかという住み分けが、きちんと周知されていなければ、今回のような施設整理もされてしまう。将来、ここで「古文書」の展示はできるだろうが（何度かに1回はするべきであるが）、その全てを普段から扱い、保存し、常に一般に公開するには、施設規模（保存スペース・閲覧スペース、職員数等）が適してはいない。無理にここで扱おうとしても、そんなことでは、所蔵者への説明もできないし、信頼を得ることもできないであろう。隣接の複数施設が存在する場合は、住み分けをきちんとした上で、窓口の一元化をはかり（どこでも何でも受け取りますではダメ）、その上で各々がどのような資料を持ち、どのような協力ができるかという情報の共有が必要となる。

4) 行政内部への広報と改革

自治体で地域の資料や古文書を保存・公開するためには、まず行政内部の理解を得ることが一番大切である。新規の事業をおこなうにあたって、まず内部に理解者・協力者を増やしていく努力が必要である。しかし、実は内部も決して「意識」が高いわけではない。

内部の理解を得て意識を高めるためには、折に触れ、文化財保護法や図書館法、情報公開条例、場合によっては公文書館法等、様々なものを利用しながら説得し、改革をすること。一方では講演会や講座、展示などをおこなうことで実績を積み重ねる(できれば良い数字もそえて)ことも必要であろう。

3 委託事業とボランティア

河内長野市では、昭和47年頃から現在まで、市内外の社会教育関係団体（社会教育法で定めるところの）へ、資料調査等を委託する事業をおこなって来た。これは予算も人員も少ない自治体としては、大切な事業であり、民俗調査や石造物調査、祭礼調査などは市史編纂の他に、郷土資料館での展示や調査報告書の刊行等、いろいろなところでその成果が役立っている。また、他に各種の市民ボランティアも活躍中である。文化財や歴史関係のボランティアとしては、考古館ボランティア、郷土資料館ボランティア、ふるさと文化財の森センターボランティアがあり、観光ボランティアも市内の史蹟案内等のため、文化財や歴史にかかわっておられる。これらのボランティアは、一人で複数のボランティアを掛け持ちする方も多く、更に先にあげた委託事業にかかわっておられる方(社会教育関係団体にも所属)も多い。予算が潤沢にある県や大きな自治体とは違い、一般的な規模の自治体においては、もはやこのような市民の力がなくては、様々な事業は成り立たなくなっている。しかし、社会教育団体やボランティアをお願いするにあたり、指導と育成・ケアを忘れてはいけない。

4 「センモンカ」と市民

一般市民の力を利用するには、まず啓発から始めなくてはならない。実際、「何かしたい」という熱意はあるが、専門知識のない人々に様々なことをお願いするのは難しい。一歩間違えば危険な話である。自治体としては、その難しさを解決するため、まず彼らを育成

しなければならない。様々な講座や講演を用意し、興味を喚起すると共に、(して)良いことと悪いことを知っていただくための基礎知識を身につけてもらう。また、そのような育成プログラムを通して、参加者は職員との信頼関係を築き、より好意的に動いて下さる。職員側は予測できる暴走者への対策を講じることもできるだろう。しかし、ここで必ず押さえておかなければならないことがある。皆が同じではなく、職員は専門家であるということである。これをせず、なれ合ってしまう、職員もボランティアと同じようになってしまったら、まとまらない自由集団となりかねない。「センモンセイ」によって一線を画すからには、皆平等ではなく、責任は専門家である職員にある。「責任の所在」を示すことで、しっかりまとめて行かなければならない。そのためにも、「センモンカ」は常にスキルアップし、「センモンカ」である理由を示し続ける必要がある。なお、ボランティアについての考え方が未だ統一されていないので意見は分かれるところであろうが、行政の仕事をする以上は、「センモンカ」や「委託事業受託者」は勿論、「ボランティア」の人々も、「趣味」で仕事をしない努力をすべきである。

ともあれ、財政的に厳しい今日、ボランティアは不可欠な存在である。しかし、それは自治体の仕事を手伝っていただくため、ということ以外に、これからの「資料」利用者を創出するというところでもある。先に、今後の古文書資料の保存・公開の話をしたが、いくら「保存」「公開」をしても、そのニーズがなければ事業としては成り立たないし継続も難しい。ボランティアや一般市民向け講座等をおこない、仕事を手伝っていただくことで、彼らの興味を喚起し、新たな「利用者」となっていたいただければ、新事業の創出・継続も有利になる。また、彼らが利用者となり、更に良き理解者、ファンとなれば、我々ではできない所への働きかけ(たとえば議会等)も期待でき、事業がより一層良い方向へ向くことだろう。

5 できることから、そしてまとめ

古文書と周辺資料の保存・公開を考える場合、弱小自治体であっても、まずはできることからはじめてみるのが大切である。その場合、職員は常に勉強し、「センモンカ」であることを示せること。そして自治体内外の仕事を知り、隣接機関や自治体相互のネットワークを作り情報収集をおこなっておくこと。市民や所蔵者の相談にのる姿勢。予算化への努力などは、特に必要である。

対象が「古文書」の場合、行政が税金をかけておこなう意義を常に考え、「いつか誰かが使うため」というような漠然とした理由ではなく、はっきりと「公開」を最終目標に置いた、将来まで続く事業としてのプラン作りが必要である。

金銭的なことと言えば、いかに予算を獲得するかということがすぐに浮かぶが、具体的に事業を展開するにあたり「税金をかけてまですべき事」はどこまでか？ということも考える必要がある。

また、関連することだが、「すべて大切」という考えからは、一度脱却してみる必要もあるだろう。「すべて大切に、すべて平等」というのは、特に「古文書」（地域所在の個人資料など）をあつかう場での基本的な考えである。「古文書」入門では（ボランティア指導の場でもそう）そこから始める必要があるのだが、実際の行政の現場では、その考え方を理解した上での切り替えが必要である。「本当に全て大切か？」という場面に遭遇することは多い。そんなに時間がかけられない、保存場所が限られている、状態が悪すぎる（修復不可能）等々。そして、そのような時にはどのような選択をすべきかという事は、考えておく必要がある。

事業・業務を透明化し、情報公開していくことも必要である。いつまでも、自治体内部でも「何をしているのかわからない」「よくわからないセンモンの研究をしている所」であっては、進展は望めない。どのような事業をし、どのくらい市民の役に立っているのか

という情報を、内外へ（特に内へは）常に発信してゆくことが重要である。

「何をしたいのか」ということを明らかにすることも必要である。これは勿論担当職員の勝手な思いこみではなく、「市民のニーズ（市民が何をしたいのか、してほしいのか）」と「行政としてのサービス（行政として何ができるのか）」のバランスの上での「何をしたいのか」ということである。

市町村における古文書等の保存・公開については、これまで担当者の（思いは十分あるが）自己満足的な、なおかつあまり目立たない地味なもの、あえてその存在や活動を表に出さないようなもの（一部の人にだけ知られている）、将来が見通せないもの、であることが多かった。それでは、自治体の運営が厳しくなれば、一番に切り捨てられ、責任の所在もわからない（誰も責任をとりたがらない）ものになってしまう。そうならないためにも、旧態を踏襲するだけではなく、まずは今ある条件のもとで、最良の方法を模索し、打ち出して行くべきであろう。